

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第2章 工事費の積算

間接工事費の共通仮設費について

工 種 名 等 内 容	改定前	改定後
	<p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分 共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。 ただし、判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。</p> <p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額 (P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型道具、<del>光ケーブルの購入費</del> b. 上記aを支給する場合の支給品費 c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価 (工場製作品を含む) d. 大型標識柱 [オーバーハング式 (F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式]、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費 (製作費を含む。)</p>	<p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分 共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。 ただし、判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。</p> <p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額 (P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型道具 b. 上記aを支給する場合の支給品費 c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価 (工場製作品を含む) d. 大型標識柱 [オーバーハング式 (F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式]、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費 (製作費を含む。)</p>

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第2章 工事費の積算

間接工事費の共通仮設費について

工 種 名 等  
内 容

改定前

改定後

5) 間接工事費等の項目別対象表

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対象額		対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現 場 管理費=工事原価
項 目				
桁 等 購 入 費		×	○	○
処 分 費 等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注)(へ)参照)			
支 給 品 費 等				
桁 等 購 入 費	×	○	×	×
一 般 材 料 費	○	○	×	×
別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×	×
電 力	○	○	×	×
無償貸付機械等評価額	○	○	×	×
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	○
現 場 発 生 品	×	×	×	×
ダ ム 工 事				
支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×	×
無償貸付機械等評価額	○	×	×	×

○対象とする ×対象としない

(注) スクラップの間接工事費は、現場発生品と同等とする。

- (注) (イ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストP.C桁、プレキャストP.C床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(※a、b)、~~光ケーブル~~の購入費をいう。
- a. 大型遊具の定義は、「施工現場の状況に合わせて工事製作される大型遊具(実施設計等でコンサルタント等に設計させた①オリジナル製品、及び②カタログ製品を複数直接組み合わせたもの)」とし、カタログ製品単体のものは含まない。
- b. 大型遊具の現場での加工・組立・設置等の工事費用については、共通仮設費の対象とする。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対象額		対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現 場 管理費=工事原価
項 目				
桁 等 購 入 費		×	○	○
処 分 費 等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注)(へ)参照)			
支 給 品 費 等				
桁 等 購 入 費	×	○	×	×
一 般 材 料 費	○	○	×	×
別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×	×
電 力	○	○	×	×
無償貸付機械等評価額	○	○	×	×
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	○
現 場 発 生 品	×	×	×	×
ダ ム 工 事				
支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×	×
無償貸付機械等評価額	○	×	×	×

○対象とする ×対象としない

(注) スクラップの間接工事費は、現場発生品と同等とする。

- (注) (イ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストP.C桁、プレキャストP.C床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(※a、b)をいう。
- a. 大型遊具の定義は、「施工現場の状況に合わせて工事製作される大型遊具(実施設計等でコンサルタント等に設計させた①オリジナル製品、及び②カタログ製品を複数直接組み合わせたもの)」とし、カタログ製品単体のものは含まない。
- b. 大型遊具の現場での加工・組立・設置等の工事費用については、共通仮設費の対象とする。

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第2章 工事費の積算

間接工事費の現場管理費について

工 種 名 等 内 容	改定前	改定後
	<p>3. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>1) 労務管理費 現場労働者に係る次の費用とする。 イ、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。） ロ、慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ハ、直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 ニ、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 ホ、労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p>2) 安全訓練等に要する費用 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>3) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>4) 保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p> <p>5) 従業員給料手当 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火災手当等）及び賞与 ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。</p> <p>6) 退職金 現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>7) 法定福利費 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>8) 福利厚生費 現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>9) 事務用品費 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>10) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>11) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>12) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>13) 外注経費 工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費</p> <p>14) 工事登録等に要する費用 工事実績等の登録に要する費用</p> <p>15) 動力・用水光熱費 現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）</p> <p>16) 公共事業労務費調査に要する費用</p> <p>17) 雑 費 1) から 16) までに属さない諸費用</p>	<p>3. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>1) 労務管理費 現場労働者に係る次の費用とする。 イ、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。） ロ、慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ハ、直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 ニ、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 ホ、労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p>2) 安全訓練等に要する費用 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>3) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>4) 保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p> <p>5) 従業員給料手当 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火災手当等）及び賞与 ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。</p> <p>6) 退職金 現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>7) 法定福利費 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>8) 建設業退職金共済契約に係る掛金 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>9) 福利厚生費 現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>10) 事務用品費 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>11) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>12) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>13) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>14) 外注経費 工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費</p> <p>15) 工事登録等に要する費用 工事実績等の登録に要する費用</p> <p>16) 動力・用水光熱費 現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）</p> <p>17) 公共事業労務費調査に要する費用</p> <p>18) 雑 費 1) から 17) までに属さない諸費用</p>

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

工 種 名 等		第 I 編 総則 第 3 章 一般管理費等及び消費税相当額
内 容		一般管理費等について
改定前		改定後
<p>① 一般管理費等（建地－I）、（県）</p> <p>1. 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガスの費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p>(16) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(17) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(18) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(20) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(21) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p>	<p>① 一般管理費等（建地－I）、（県）</p> <p>1. 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガスの費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p>(16) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(17) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(18) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(19) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(20) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p>	

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第 I 編 総則 第 3 章 一般管理費等及び消費税相当額

一般管理費等について

工 種 名 等  
内 容

改定前

改定後

4. 一般管理費等率の補正

~~(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。~~

- 1) 前払金支出割合の相違による取扱い  
前払金支出割合が 35% 以下の場合の一般管理費等率は、別表第 2 の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第 1 で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
- 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い  
前払金支出割合の相違による補正までを行った後に、別表第 3 の補正値を加算したものを一般管理費等とする。
- ② 支給品等の取扱い  
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- ③ 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第 1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が 35% を超え 40% 以下の場合

工 事 原 価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	28.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]  
 $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$  (%)  
 ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率 (%)  
 $C_p$ ：工事原価 (円)

- (注) 1.  $G_p$  の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。  
 2. 対象とする工事原価については、「第 2 章 ② 間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (二)」及び「第 2 章 ② 間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4. 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金支出割合の相違による取扱い  
前払金支出割合が 35% 以下の場合の一般管理費等率は、別表第 2 の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第 1 で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。
- (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い  
別表第 3 の保証の方法ごとに定める補正値を別表第 1 で算出した一般管理費等に加算して得た率とする。ただし、(1) の補正を行った場合は、その率に、別表第 3 の補正値を加算して得た率とする。
- ③ 支給品等の取扱い  
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第 1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が 35% を超え 40% 以下の場合

工 事 原 価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]  
 $G_p = -5.21828 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$  (%)  
 ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率 (%)  
 $C_p$ ：工事原価 (円)

- (注) 1.  $G_p$  の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。  
 2. 対象とする工事原価については、「第 2 章 ② 間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (二)」及び「第 2 章 ② 間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第10章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

現場環境改善費の積算について

工 種 名 等  
内 容

改定前

改定後

2. 適用の範囲 (県)

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、設計金額が150,000千円以上の全ての工事とする。(但し、現場事務所を設置しない工事については除外する。)

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	
		大都市、市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、富樫関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、(2)の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。(県)

2. 適用の範囲 (県)

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、設計金額が150,000千円以上の全ての工事とする。(但し、現場事務所を設置しない工事及び機械設備工事積算基準のみを適用する工事については除外する。)

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	
		大都市、市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、富樫関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、(2)の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。(県)

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第10章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

現場環境改善費の積算について

工 種 名 等  
内 容

改定前

改定後

別表-1

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9.社会貢献

別表-1

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3. I C T 設備の充実 4.作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4.衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4.現場景観向上（美化・デザイン看板等）

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第 I 編 総則 第10章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

熱中症対策・防寒対策における積算について

工 種 名 等 内 容	改定前	改定後
	<p>② 熱中症対策・防寒対策における積算（県）</p> <p>1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。</p> <p>3. 積算方法 (1) 契約後、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 (2) 費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用（熱中症対策に資する現場管理費補正）と重複がないことを確認し、当初契約金額に相当する現場環境改善費の率分で算出（150,000千円未満の工事は仮想で算出）される額の50%を上限とする。</p>	<p>② 熱中症対策・防寒対策における積算（県）</p> <p>1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。</p> <p>3. 積算方法 (1) 契約後、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 (2) 費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用（熱中症対策に資する現場管理費補正）と重複がないことを確認し、当初契約金額に相当する現場環境改善費の率分で算出（150,000千円未満の工事は仮想で算出）される額の100%を上限とする。</p>

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第14章 その他

作業日当り標準作業量について

工 種 名 等  
内 容

改定前

改定後

(新規策定)

工 種 名	設 定 内 容				
鉄筋工	① 加工				
	鉄筋径 (mm)	作業日当り標準作業量			
	10~13	3.3t/日			
	16~25	5.0t/日			
	29~32	6.6t/日			
	35	7.2t/日			
	38	7.2t/日			
鉄筋工	② 組立				
	鉄筋径 (mm)	作業日当り標準作業量			差筋および 杭頭処理
		一般構造物 トンネル内構造物	橋梁用床版	場所打 鉄筋かご	
	10~13	0.8t/日	2.2t/日	3.3t/日	0.7t/日
	16~25	1.2t/日	3.5t/日	5.3t/日	1.1t/日
	29~32	1.7t/日	-	7.4t/日	1.6t/日
	35	1.8t/日	-	8.1t/日	1.7t/日
	38	1.9t/日	-	-	1.8t/日
	41	2.0t/日	-	-	1.9t/日
	51	2.4t/日	-	-	2.3t/日
	③ ガス圧接工				
	鉄筋径 (mm)	作業日当り標準作業量			
	16~25	132箇所/日			
	29~32	86箇所/日			
35	75箇所/日				
38	69箇所/日				
41	64箇所/日				
51	51箇所/日				
④ 機械式継手					
鉄筋径 (mm)	作業日当り標準作業量				
	グラウト	ねじ加工			
13	119 箇所/日	246 箇所/日			
16~25	103 箇所/日	186 箇所/日			
29~32	90 箇所/日	156 箇所/日			
35	87 箇所/日	147 箇所/日			
38	85 箇所/日	134 箇所/日			
41	82 箇所/日	134 箇所/日			
51	78 箇所/日	123 箇所/日			

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第14章 その他

市場単価の1日当り標準施工量について

工 種 名 等  
内 容

改定前

改定後

1. 鉄筋工

表 1.1

規格・仕様		単位	施工数量
1	一般構造物	t	3.5
2	切梁のある構造物	t	3.0
3	地下構造物	t	
4	橋梁用床版	t	4.0
5	場所打杭用かご筋	t	6.5
6	R C場所打ホロースラブ	t	2.5
7	差筋及び杭頭処理	t	3.5
8	一般構造物 (太径鉄筋混合)	t	5.0
9	切梁のある構造物 (太径鉄筋混合)	t	4.0
10	地下構造物 (太径鉄筋混合)	t	4.0
11	場所打杭用かご筋 (太径鉄筋混合)	t	9.0

2. 鉄筋工 (ガス圧接工)

表 2.1

規格・仕様		単位	施工数量
ガス圧接工 〔手動(半自動)自動〕	D19+D19	箇所	350
	D22+D22	箇所	
	D25+D25	箇所	
	D29+D29	箇所	310
	D32+D32	箇所	280
	D35+D35	箇所	240
	D38+D38	箇所	160
	D41+D41	箇所	150
	D51+D51	箇所	130

18. 軟弱地盤処理工

表 18.1

区 分	規 格 ・ 数 量	単位	施工数量
サンドドレーン工	打設長 10m未満	m	440
	打設長 10m以上20m未満	m	390
	打設長 20m以上35m未満	m	390
サンドコンパクションパイル工	打設長 10m未満	m	180
	打設長 10m以上20m未満	m	170
	打設長 20m以上35m未満	m	170

廃 止

廃 止

廃 止

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第14章 その他

市場単価の1日当り標準施工量について

工 種 名 等  
内 容

改定前

改定後

(新規策定)

材工ともの1日当り施工量(県)

県で調査した材工ともの工種の1日当り施工量を定めたものである。

1. 溶融噴射式路面カラー塗装工

表 1.1

規格・仕様		単位	施工量
全面施工	全規格	m <sup>2</sup>	300
ゼブラ施工	全規格	m <sup>2</sup>	150
矢羽根型路面標示 (標準タイプ)	全規格・20mピッチ以下	個	50
	全規格・100mピッチ以下	個	25
矢羽根型路面標示 (夜間視認性向上タイプ)	全規格・20mピッチ以下	個	40
	全規格・100mピッチ以下	個	20
矢羽根型路面標示 (縮小タイプ)	全規格・20mピッチ以下	個	50
	全規格・100mピッチ以下	個	25

備考) 施工量は、昼間施工・夜間施工ともに適用する。

2. 溶融噴射式高視認性区画線(非リブ式)工

表 1.1

規格・仕様		単位	施工量
初期反射輝度250(175) mcd/ L X・m <sup>2</sup> 以上(湿潤時)	実線 W=15cm	m	1000
	実線 W=20cm	m	930
	実線 W=30cm	m	700
	破線 W=15cm	m	830
	破線 W=20cm	m	780
	破線 W=30cm	m	560
	横断線・ゼブラ W=45cm	m	330
	矢印・記号 W=15cm換算	m	230
	エスコート W=30cm	m	190
	自転車ビクト 2000×750	個	10

備考) 施工量は、昼間施工・夜間施工ともに適用する。

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第Ⅱ編 共通工 第4章 コンクリート工

鉄筋工について（新規策定）

工 種 名 等 内 容		
	改定前	改定後
(新規策定)		<p>④ 鉄 筋 工</p> <p>令和8年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定（参照）</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html</a></p>

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価

鉄筋工、軟弱地盤処理工について

工 種 名 等		
内 容	改定前	改定後
<p>① 鉄 筋 工</p> <p>①-1 鉄筋工（太径鉄筋含む）</p> <p>①-2 鉄筋工（ガス圧接工）</p> <p>⑪ 軟弱地盤処理工</p>		<p>廃 止</p> <p>廃 止</p> <p>廃 止</p>